

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第9号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 損害補償（第4条—第25条）

第3章 雑則（第26条—第29条）

附則

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改める。

第8条の2第1項中「1年6箇月」を「1年6月」に改め、同条第4項中「新たに」を「、新たに」に改める。

第11条第2項中「向って」を「向かって」に改める。

第15条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第16条の2第1項中「補償基礎額」を「、補償基礎額」に、「、遺族補償年金」を「遺族補償年金」に改め、同項第2号中「非常勤消防団員等」を「、非常勤消防団員等」に改め、同項第3号中「1000倍」を「1,000倍」に改める。

第21条中「3箇月」を「3月」に、「わからない」を「分からない」に改める。

第23条第2項中「、救急業務」を「救急業務」に改め、同条第3項中「当該傷病補償年金」を「、当該傷病補償年金」に改める。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,

300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改め、同表備考2中「1の」を「一の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた香芝市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。